

税務署だより

消費税

知っていますか？インボイス制度 適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう
始まっています！

- **多くの事業者の方が登録申請をされてます！**
- **早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！**

- 令和 5 年 10 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

**インボイス制度が
始まったら
どう変わるの？**

**インボイス制度説明会
申込受付中！**

**その疑問に
お答えします！**

オンライン説明会を開催中！

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！



全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に
関する情報



説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度
特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイス コールセンター 電話番号 0120 - 205 - 553 (無料)
受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

●税理士会だより

令和 4 年度 税制改正のポイント



関東信越税理士会
飯田支部長
藤網 俊夫

飯田法人会の皆様におかれましては、日ごろから当税理士会の事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大は未だとどまらず、世界経済をはじめ日本経済や我々の地域の経済活動にまで広く深刻な被害をもたらし続けている中で、新たな生活様式や経済のデジタル化への対応が求められています。

令和 3 年 12 月 24 日税制改正の大綱が閣議決定されました。この大綱の基本的考え方は、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期しつつ、未来を見据え、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新しい資本主義の実現に取り組むというものです。

今回は法人課税関連のうち、積極的な賃上げ等を促すための措置である「雇用者給与支給額増加税額控除制度の改正」を取り上げます。

「雇用者給与支給額増加税額控除制度の改正」


中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大 40% に大胆に引き上げた上で、適用期限を 1 年延長（令和 6 年 3 月 31 日）するというものです。

〈中小企業向け（資本金 1 億円以下の企業など）〉

* 税額控除上限：法人税額又は所得税額の 20%

適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間：令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度
（個人事業主は、令和 5 年から令和 6 年までの各年が対象）

必須要件	追加要件
雇用者全体の給与等支給額が 前年度比で 2.5% 以上増加 → 30% 税額控除* or 雇用者全体の給与等支給額が 前年度比で 1.5% 以上増加 → 15% 税額控除*	教育訓練費が 前年度比で 10% 以上増加 → +10% 税額控除*
+	
中小企業向けの 詳細情報は 	

★現行税制と改正案との比較は以下の通りです。

	(現行)	(改正案)
【適用要件】		
◆給与総額の増加率	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 1.5% 以上	→ (変更なし)
【税額控除】	【控除率最大 25%】	【控除率最大 40%】
◆控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	→ (変更なし)
◆控除率	基本	15%
	上乗せ（賃上げ）	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率 2.5% 以上 +15%
	上乗せ（教育訓練費）	教育訓練費増加等の要件の充足 ※1 +10% ※2
◆控除上限額	当期の法人税額 × 20%	→ (変更無し)

※ 1 教育訓練費増加等の要件 次のいずれかの要件

①教育訓練費の対前年度増加率 10% 以上 → 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要

②中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（改正案：廃止）

※ 2 控除率 15% の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計 25%

成長と分配の好循環を実現する要が分配戦略ととらえ政府はこの民間企業の賃上げを支援するため、賃上げ税制の抜本的強化に取り組んでいくこととしているようですので、積極的な法人の皆さまの活用を期待したいところです。今後も税制関連の動向には十分注意していくことが必要です。

* 一日も早く新型コロナウイルス感染症が終息し、従来の平穏な生活に戻る事を願っています。

ちょっとお耳を
 社労士コラム
特別条項付き36協定

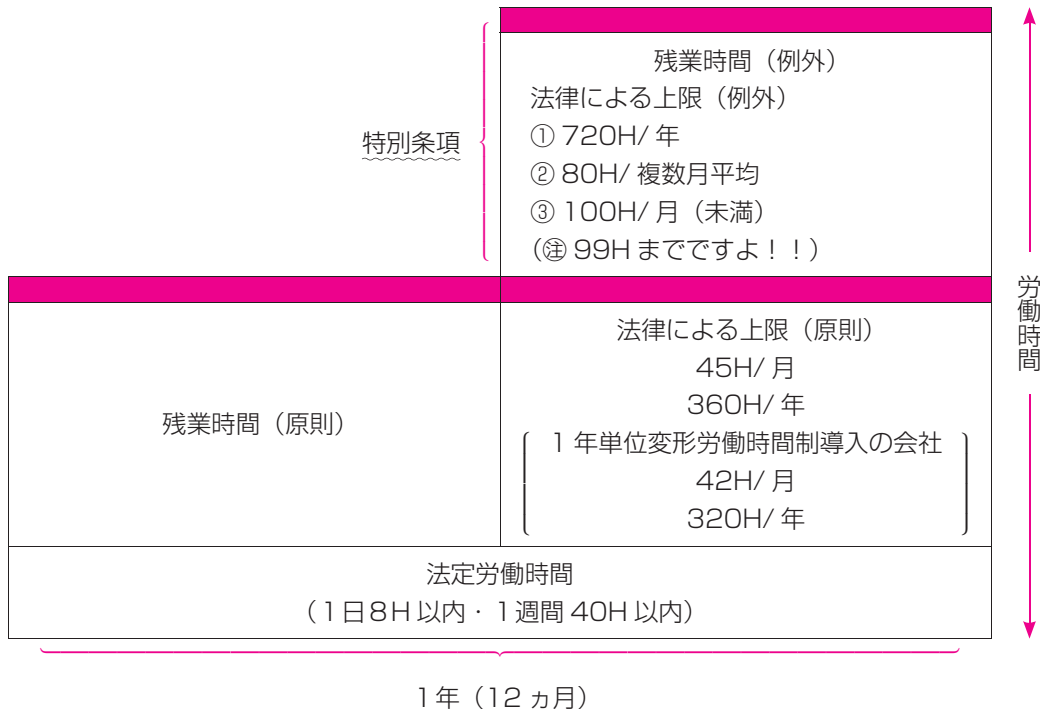


社会保険労務士
 う え す ぎ し の ぶ
上杉 信夫
 (飯田法人会会員)
 明治大学大学院卒
 (経営学研究科博士前期課程)

36 協定については何回もお話しさせていただきましたが、法律は刻々と変わっていますから、今回お話しさせていただくのは、残業時間の上限を今一度確認させていただくことが目的です。

従来は、36 協定を締結している場合であっても、残業時間の上限が設定されているわけではなかったため、気がつかないうちに長時間に及んでしまい、それが慢性化して、社会問題にまで発展してしまったことがありましたが、今は残業時間の上限がしっかり設定されています。これも働き方改革の一環ですね。

上限は、原則として月 45 時間、年 360 時間です。もし、あなたの会社が「1 年単位の变形労働時間制」を導入している場合は、月 42 時間、年 320 時間となりますから、その点ご注意ください。但し、上限が設定されているとはいうものの、皆様の会社の繁忙期や突発的に発生した業務に急いで対応しなくてはならなくなった時などの特別な理由がある場合には、今回のテーマの「特別条項付き 36 協定」を締結することによって、その（設定された）上限を超えた残業をすることが可能になります。



さて、図の「特別条項」の部分について、特に重要な点だけ少々補足説明をさせていただきます。

- ① 法定休日労働を除く時間外労働の総労働時間は、年間で 720 時間以内でなくてはなりません。
- ② 複数月平均（2～6 カ月）の時間外労働・休日労働の平均は、80 時間以内でなければなりません。この表現が難解だとおっしゃる方が大勢いらっしゃるようですから、別の表現をしますとね、「2～6 カ月のどの期間をとっても残業時間の平均が 80 時間以内に納まるように、調節する必要がありますよ。」という意味です。
- ③ 1 カ月の法定労働時間外労働と法定休日労働の合計は、100 時間未満でなくてはなりません。「100 時間未満」ということは「99 時間まではギリギリで許されますが、100 時間に達すると許されませんよ」という意味です。細かいことを言ってしまうと恐縮ですが、「未満」と「以内」の違いにご注意ください。

最後に、特別条項付き 36 協定を結べば、月 45（1 年単位变形労働時間制導入の会社は 42）時間を超える残業を社員に命じても問題はないとは言えるものの、45（42）時間以上に延長ができるのは年 6 回までです。なんだか、その点を毎月の上限だと思っていられる方が意外に多いような気が致します。でも、それは重大な誤解です。ここはとても大事な点ですから繰り返します。延長が認められるのは、年 6 回までです。

令和4年度 事業計画

I. 事業活動基本方針

新型コロナの感染拡大は未だに収束の気配を見せていない。法人会の担うべき役割や事業はこの状況下で十分に果たし得ていない現状にある。これからは新たな視点で新たな角度から組織として可能な方向を考察しつつ、以下の通り事業を展開する。

税務署ならびに税理士会、関係団体との連携を図りながら公益的事業の展開、及び会員企業にとって魅力ある事業を提供し、企業の発展・税知識・納税意識の向上を目指す。

- 会員企業の恒久的、安定的且つ健全な繁栄に資するための事業を企画し、参加・利用を呼び掛ける。
- 会員企業の意見、要望を汲み上げ、税務当局等行政とのパイプ役を果たす。
- 地域のオピニオンリーダーとして、公平・公正な税制の実現と会員企業の経営環境の改善並びに社会全体の発展に努める。
- コロナ禍に於いて、新たな角度から事業に取り組む。そのために Web の活用推進を図る。

以上実行のために、研修・広報・相談・福利厚生・税制要望具申・異業種交流・社会貢献の7つの柱により事業を展開する。

II. 事業計画

1. 公益事業

(1) 税務知識の普及事業

- ①税に関する研修会、支部別税務研修会の開催
- ②決算説明会の開催（年4回）※オンライン併設
 - ・第1講座…税務署による「税制改正と申告の注意点」
 - ・第2講座…税理士による「インボイス制度・電子帳簿保存法について」
 ※テーマは逐時変更になります
- ③年末調整説明会の開催 ※オンライン併設
- ④税制・経営資料の提供
 - 全法連機関紙「ほうじん」会報へ同封し全会員へ配布（年4回）
 - 参考小冊子の無料配布
- ⑤新設法人説明会（於・税務署4月・10月）、オンライン参加併設

(2) 納税意識の高揚と税制の調査研究事業

- ①e-Taxの普及・利用拡大へ向けた啓蒙・推進活動
- ②会員の税制に関する提言・意見の集約
 - ・「第16回会員税関係アンケート」の実施
 - ・全法連アンケート実施（正副会長、税制委員）
- ③税制改正の要望、陳情活動
 - ・県連・全法連を通じ税制改正の要望

・支部から各市町村へ税制に関わる提言書提出

- ④税制、税務の研究及び研修
 - 税理士会執行部を相談役に委嘱し、委員会等で税制・税務の研修実施や税に関する情報を提供
- ⑤関係機関との協議開催
 - 飯田税務連絡懇談会他、税務署及び税務関係団体との意見交換
- ⑥全国法人会連合会・県連合会が行う税制セミナーへの参加
- ⑦租税教育事業
 - ・租税教育推進連絡協議会への参加・協力・表彰
 - 各支部で市町村租税教育推進協議会へ出席、支部長表彰及び記念品の贈呈
 - ・租税教育推進連絡協議会で小学生を対象とした「税に関するポスター」優秀作品を表彰、また応募者全員へ「税のPR下敷き」を贈呈
 - ・青年部による出前租税教室の開催または租税教育冊子等配布
 - ・女性部による「税に関する絵はがきコンクール」作品募集
 - 優秀作品への飯田税務署長賞・飯田法人会長賞授与・表彰式及び応募者全員へ記念品贈呈
 - 全国法人会連合会女性部連絡協議会絵はがきコンクールへの出展
- ⑧受講証（申告書添付シール）発行及びe-Tax申告企業用シール台紙配布（4月号会報へ同封及び随時）
 - ・決算説明会出席証（オレンジ色）
 - ・各種研修会出席証（黄色）
 - ・新設法人説明会出席証（青色）
 - ・会員証（水色）（4月号会報同封）
- ⑨「税を考える週間」行事に協賛
 - 租税教育表彰作品会報掲載、市内大型店表彰作品展示、税務講演会参加 他
- ⑩税の広報事業
 - ・研修会参加者増員運動の推進（新聞掲載PR等）
 - ・会報、ホームページを通じ税に関する情報発信と周知、内容の検討
- ⑪研修会等各種機会を捉え税制、税務の資料提供
- ⑫消費税滞納防止に協力
 - ・当会封筒及び会報表紙印刷により納税意識の喚起
 - ・「消費税期限内完納」及び納税準備資金の徹底周知（会報広告掲載）

(3) 地域社会貢献事業

- ①黄色いハンカチ運動推進（女性部）
 - ハンカチ配布（飯田観光協会、各社協、病院等）

と助け合いの呼びかけ推進

- ②経済講演会…商工会議所講演会を後援し、チラシ案内配布
- ③総会時の記念講演会（本会・支部）
 - ・講演会の開催と一般聴講の呼びかけ
 - ・一般市民参加募集及び参加しやすい講習講演会の開催
- ④結婚支援事業…ホームページ掲載・会報への案内チラシ封入

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業

- ①中小企業会計セミナー
- ②若手経営者・経理担当者実践経営者塾
- ③青年部・女性部総会記念講演会
- ④女性部税務署長講話
- ⑤会員企業研修 DVD レンタルサービス・インターネットセミナーの提供と P R
- ⑥会報誌「いいだ法人」の編集、発行（年 4 回…4 月、7 月、10 月、1 月）
- ⑦顧問弁護士制度による無料相談の実施（通年…下平秀弘弁護士、原正治弁護士、長谷川敬子弁護士）

2. 共益事業

(1) 会員の交流及び増強に資する事業

- ①役員研修会・支部研修会・総会及び会員親睦交流会の開催
- ②会員親睦ゴルフコンペ…開催予定日 令和 4 年 10 月 7 日（金）於 高森 C . C .
- ③支部・青年部・女性部親睦事業の支援
- ④組織強化事業
 - ・会員増強運動の実施計画立案と推進及び支部長・組織・厚生制度連協合同会議の開催
 - ・新設法人に対する入会勧奨（勧奨文の送付、説明会での加入勧奨）
 - ・税理士会との協議会で会員増強の協力依頼（三者懇談会）
 - ・会員増強協力者、目標達成支部の表彰
 - ・「法人会のご案内」等作成・配布（会員加入勧奨に活用）
 - ・会員募集用パンフレット「飯田法人会入会メリット」パンフレット作成
 - ・会員台帳管理、未加入名簿の整理及び作成、休廃業法人整理
 - ・支部・青年部・女性部組織の拡大強化、会員増強へ協力依頼
 - ・先進法人会視察研修
- ⑤全国大会
 - ・法人会「全国大会」（千葉 10 月 13 日）
 - ・青年部「青年の集い」（沖縄 11 月 24・25 日）
 - ・女性部「女性フォーラム」（静岡 4 月 14 日）

⑥県連合同例会

- ・青年部…長野（9 月 9 日）
- ・女性部…中野（10 月 21 日）

⑦その他会運営に関する事業

- ・令和 4 年度決算及び令和 5 年度予算編成
- ・会費自動振替率の向上
- ・諸会議の開催
 - 通常総会（6 月 3 日）、正副会長会、理事会（5 月、12 月、3 月）、委員会、支部長会等
- ・諸規定の見直しと整備

(2) 会員の福利厚生事業

- ①会員健康診断等の実施及び大型保障加入者補助金交付
 - ・脳ドック…随時（瀬田脳神経外科病院）
 - ・成人病予防健診…9 月 14 日（水）、15 日（木）於 南信州・飯田産業センター
 - ・「がん検診」P E T / C T 検査…随時（長野赤十字病院）
- ②厚生制度推進目標達成支部ならびに優秀推進員表彰
- ③福利厚生制度の目標設定と推進
 - ・受託会社（大同生命、A I G 損保、アフラック）の協力を得て、福利厚生制度を積極的に推進する。
- ④法人会福利厚生制度創設 50 周年記念キャンペーンに参加・協力
 - 全国の法人会と提携保険 3 社が共同し制度推進の事業を展開。この企画の推進と参加。
- ⑤企業のための保障制度
 - ・企業防衛と経営者退職金準備 「経営者大型総合保険制度」
 - ・経営者のトータル保障プラン 「経営者大型総合保険制度」
 - ・介護新保険（収入リリーフ、介護リリーフ）
 - ・給与サポート保険
 - ・がん治療と対策 「がん保険制度」
 - ・ゆとりある老後保障 「個人年金制度」
 - ・万一の災害に備え 「ビジネスガード」
 - ・マイナンバー保険
 - ・役員責任保険（マネージメントプロテクション保険）
 - ・高齢化・介護への備え 「介護保険制度」
 - ・入院時の治療に重点 「医療保険制度」
 - ・経営者・従業員の個人保障 「個人年金プラン」
- ⑥福利厚生制度推進連絡協議会の開催
- ⑦福利厚生制度の経営者・社員への有効活用研修会の開催
- ⑧福利厚生制度推進施策、親睦事業の現状調査
- ⑨優良経理担当者表彰の実施（総会時）

令和 4 年度 収支予算書

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	7,300	8,000	△ 700	
特定資産受取利息	7,000	7,700	△ 700	受取利息
特定資産受取配当金	300	300	0	受取配当金
受取会費	12,100,000	12,300,000	△ 200,000	
正会員受取会費	11,800,000	12,000,000	△ 200,000	会員会費
賛助会員受取会費	300,000	300,000	0	賛助会員会費
事業収益	200,000	400,000	△ 200,000	
参加者負担金	200,000	400,000	△ 200,000	参加負担金
受取補助金等	11,979,490	12,042,240	△ 62,750	
受取県連補助金	260,490	262,540	△ 2,050	県連補助金
受取全法連助成金振替額	11,669,000	11,729,700	△ 60,700	全法連補助金
受取全法連補助	50,000	50,000	0	人件費補助
雑収益	251,000	101,000	150,000	
受取利息	1,000	1,000	0	預金利息
雑収入	250,000	100,000	150,000	全法連事業助成
経常収益計	24,537,790	24,851,240	△ 313,450	
(2) 経常費用				
事業費	22,691,888	22,908,961	△ 217,073	
給料手当	6,817,200	6,786,000	31,200	給与費
退職給付費用	157,320	156,600	720	退職引当
福利厚生費	1,223,600	1,218,000	5,600	法定福利費
会議費	441,221	431,953	9,268	会議開催費
委員会費	180,000	180,000	0	委員会開催
旅費交通費	928,180	1,413,600	△ 485,420	会議等出席旅費
通信運搬費	1,705,900	1,657,637	48,263	会報資料送付
表彰費	350,000	350,000	0	表彰祝い金等
什器備品費	43,700	0	43,700	備品費
消耗品費	196,220	131,280	64,940	消耗品購入
印刷製本費	1,794,056	1,816,330	△ 22,274	会報等印刷
水道光熱費	52,440	52,200	240	電気料
事務所賃借料	681,720	678,600	3,120	事務所賃貸料
諸謝金	986,140	1,000,000	△ 13,860	講習会講師謝金
支払負担金	341,621	324,977	16,644	参加費・加盟金
支払助成金	100,000	80,000	20,000	事業等費用補助
教材費	200,000	120,000	80,000	租税教育参加賞等
物品費	300,000	270,000	30,000	黄色いハンカチ他
会場費	600,000	600,000	0	会場借上料
広告宣伝費	50,000	90,000	△ 40,000	広告費
リース料	174,800	191,400	△ 16,600	事務機材リース料
事務所管理費	104,880	104,400	480	事務所管理費用
新聞図書費	52,440	52,200	240	新聞定期購読物
支払手数料	192,280	191,400	880	振込料等
費用補助	5,000,000	5,000,000	0	支部部会等事業補助
雑費	18,170	12,384	5,786	諸雑費
管理費	1,845,902	1,842,279	3,623	
給料手当	982,800	1,014,000	△ 31,200	給与費
退職給付費用	22,680	23,400	△ 720	退職引当
福利厚生費	176,400	182,000	△ 5,600	法定福利費
会議費	58,779	48,048	10,731	会議開催
旅費交通費	71,820	36,400	35,420	会議等出席旅費
通信運搬費	44,100	92,365	△ 48,265	会報資料送付
什器備品費	6,300	0	6,300	備品費
消耗品費	3,780	18,720	△ 14,940	消耗品購入
修繕費	130,000	130,000	0	什器備品修繕
印刷製本費	55,944	33,670	22,274	会報等印刷
水道光熱費	7,560	7,800	△ 240	電気料
事務所賃借料	98,280	101,400	△ 3,120	事務所賃貸料
支払保険料	35,000	35,000	0	備品他損害保険
諸謝金	13,860	0	13,860	講習会等講師謝金
租税公課	2,000	2,000	0	バイク市税
支払負担金	8,379	25,025	△ 16,646	参加費・加盟金
渉外慶弔費	50,000	10,000	40,000	渉外費慶弔費
リース料	25,200	28,600	△ 3,400	事務機材リース料
事務所管理費	15,120	15,600	△ 480	事務所管理費用
新聞図書費	7,560	7,800	△ 240	新聞定期購読物
支払手数料	27,720	28,600	△ 880	振込料等
雑費	2,620	1,851	769	諸雑費
経常費用計	24,537,790	24,751,240	△ 213,450	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	100,000	△ 100,000	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	0	100,000	△ 100,000	
2. 経常増減の部 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	0	100,000	△ 100,000	
法人税住民税事業税	71,000	71,000	0	
当期一般正味財産増減額	△ 71,000	29,000	△ 100,000	
一般正味財産期首残高	20,874,872	19,144,277	1,730,595	
一般正味財産期末残高	20,803,872	19,173,277	1,630,595	
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	11,669,000	11,729,700	△ 60,700	
受取全法連助成金	11,669,000	11,729,700	△ 60,700	
一般正味財産への振替額	△ 11,669,000	△ 11,729,700	60,700	
一般正味財産への振替額	△ 11,669,000	△ 11,729,700	60,700	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	20,803,872	19,173,277	1,630,595	



要チェック

《お知らせ掲示板》

— 顧問弁護士無料相談 —
(弁護士3名)

法人会の会員様であれば、弁護士相談を
通年無料でご利用いただけます。案内のチラシ
(年1回封入)を同封しました。心配ごとは
抱え込まず、ご相談ください。(ホームページ
からもお申し込みいただけます。)お気軽
に事務局までお問合せください。

※詳細は同封のご案内チラシ参照

予 定
会員成人病予防健康診断

9月14日(水)・15日(木)
エスバード(産業センター)

会員親睦ゴルフコンペ

10月7日(金) 高森 C.C.

※いずれもご案内は7月上旬発送予定です。

本会・支部通常総会開催予定
(4/11現在の開催予定)

6月 3日(金) 本会
4月 書面決議 高森支部
4月 25日(月) 喬木支部
5月 11日(水) 飯田支部
5月 19日(木) 松川支部
5月 23日(月) 下條支部
5月 24日(火) 阿南・売木支部
5月 27日(金) 天龍支部

※詳しい内容は支部からの開催通知でご確
認ください。

第37回 飯田支部通常総会

開催日：令和4年5月11日(水)
15:00～

会場：シルクホテル

※金田一穂氏の記念講演会は中止となり
ました。

第10回 本会通常総会

開催日：令和4年6月3日(金)
15:00～

会場：シルクホテル

※沢澤健氏の記念講演会は中止となりました。

決算期別説明会

対象：7・8・9月決算法人

日時：6月17日(金)

14:00～15:30 (Web 併設)

会場：エスバード(産業センター)

(※新型コロナウイルス感染拡大防止対策実施)

内容：「決算と申告の注意事項」

○受講会員には申告書添付用受講証シール
(オレンジ色)を配布します。

新設法人説明会

毎年4月・10月開催の新設法人説明会
は、感染拡大予防のため、中止となって
おります。

新設法人の皆様には税務署資料と入会
のお願い文書一式をお送りしました。

※会場ではマスク着用、消毒などコロナ対策を
講じますが、感染拡大状況により変更または
中止となる場合があります。詳細は案内通知を
ご確認ください。

新入職員

飯田法人会事務局

早く仕事を覚えられるよう
がんばります。
よろしくお祈いします。

小木曾由紀子



令和 3 年度 会員増強運動のご報告

毎年 9 月～12 月までの 4 ヶ月間が全国法人会の会員増強運動の推進月間となっており、当会も支部・役員・推進員の皆様のご協力を頂き増強運動に取り組んで参りました。

コロナ禍での目標達成は大変厳しい結果となりましたが、そのような中でのご協力に心より感謝申し上げます。

会員の皆様からも法人会を知らない未加入法人の方に是非ご入会のお口添えをいただき、ご紹介ください。ご連絡は、支部・地区役員、事務局までお願いします。(事務局 TEL 52-5775)

会員加入状況 (目標達成) 表 (12 月末) 増強運動目標数 2,152、結果 2,103

〔本会支部別〕							〔飯田支部地区別〕						
支部名	法人数	会員数	未加入法人数	目標数	増強運動加入数	加入率	支部名	法人数	会員数	未加入法人数	目標数	増強運動加入数	加入率
飯田	2,424	1,453	971	27	11	59.9%	橋北・東野	217	142	75	2	1	65.4%
高森	226	136	90	2	3	60.2%	橋南	294	202	92	3	2	68.7%
松川	256	153	103	2	0	59.8%	羽場・丸山	176	109	67	2	0	61.9%
大鹿	21	14	7	1	0	66.7%	伊賀良	296	160	136	4	2	54.1%
豊丘	95	58	37	1	0	61.1%	山本・三穂	109	49	60	2	2	45.0%
喬木	78	53	25	1	1	67.9%	松尾・団地	270	167	103	3	0	61.9%
西部	198	111	87	2	1	56.1%	上・下久堅	54	30	24	1	0	55.6%
阿南・売木	78	45	33	1	0	57.7%	座光寺	94	62	32	1	0	66.0%
下條	40	32	8	1	0	80.0%	竜丘・川路	144	95	49	1	1	66.0%
泰早	31	22	9	1	0	71.0%	龍江・千代	57	28	29	1	0	49.1%
天龍	21	18	3	1	0	85.7%	鼎	353	205	148	3	1	58.1%
その他	140	8	132		0		上郷	329	191	138	3	2	58.1%
本会総体	3,608	2,103	1,505	40	16		遠山	31	13	18	1	0	41.9%
令和3年6月末署法人数	3,395				12月末	61.9%	飯田支部総体	2,424	1,453	971	27	11	59.9%

法人会提携 保険会社 大同生命保険(株) 松本支社 飯田営業所長 異動



着任ご挨拶
(前任職:金沢支社 第一営業課長)
林 和也

飯田法人会の皆様には、日ごろより法人会の福利厚生制度を通じて大変お世話になっており誠にありがとうございます。4月1日より金沢支社から飯田営業所長として着任いたしました林と申します。

大同生命は1902年(明治35年)7月に創業し、今年2022年(令和4年)で創業120周年を迎えます。多くの会員企業様に支えられ、今日を迎えられた感謝を申し上げるとともに、今後も変わらぬご愛顧をいただき、飯田法人会を支える経営者さまに信頼されるパートナーとなるべく取り組んでまいります。

まだまだ新型コロナウイルスの影響はありますが、「企業を強くする安心」をお届けしてまいります。何卒よろしくお願いたします。



転任ご挨拶
(転任先:四国支社 丸亀営業所長)
岩根 健介

飯田法人会皆様、厚生制度を通じて2年間大変お世話になりました。コロナ禍もあり、年間非常に難しい局面でしたが、飯田法人会様の力強いご支援があり、大型50周年を全国でも屈指の成績を収めることができました。誠にありがとうございます。

この度は、4月1日より四国支社丸亀営業所に転勤となり、香川県の地で力を発揮することとなりました。

2年間の在任中は、飯田法人会様の結束力を何度も感じる機会がありました。

大同生命の初陣の機関長として飯田法人会様を担当できたことは、私の一生の自慢であり、誇りです。

末筆ながら飯田法人会会員の皆様の益々のご発展を祈念申し上げます。お世話になりました。今後とも大同生命をよろしくお願いたします。

飯田税務署確定申告会場へ 第6回「絵はがきコンクール」作品の展示

当会女性部(部員200名)は、第6回となる絵はがきコンクールを実施し、昨年中に表彰を行いました。(前号掲載)

また、今年も飯田税務署のご協力により、絵はがきコンクール応募全15作品を、確定申告の時期に合わせて申告会場へ展示していただきました。子供たちの素直な気持ちから描かれた絵が、税金で支え合う社会を表現しています。

コロナ禍であまりPRができなかったためか、令和3年度の応募作品は昨年度より少なかったのですが、ご協力をいただきました。小学校の先生方、一生懸命考えて描いてくださった小学生のみなさん、また、お子さんにアドバイスをしてくださったご家族のみなさんにお礼を申し上げます。



新会員ご紹介 (令和 3 年 4 月～ 令和 4 年 3 月のご入会)

社 名	代表者名	所 在 地	業 種
(株)M F S 総合研究所	木 下 利 春	飯田市鼎下山1297	農産物製造加工、販売
マ ス キ ュ ー	山 田 益 久	飯田市鼎一色390-2	機械装置制御 ロボットティーチング
(株)たのしいリフォーム	遠 山 秀 之	飯田市松尾上溝 6314-2	住宅リフォーム
匠 天 龍 鮎 (株)	棚 田 健 治	飯田市座光寺5514-9	養殖漁業及び 水産加工製造、販売業
さくら鍼灸接骨院	原 利 夫	下伊那郡喬木村 1290-5	接骨院
飯下家畜商業協同組合	久保田 直 裕	飯田市松尾町3-11 中島ビル2F	畜産業
スズキ美容室(有)	鈴 木 文 子	飯田市馬場町2-583-1	美容室経営 化粧品の製造、販売
(有) A R C .	下 平 邦 臣	飯田市上郷黒田2475-12	ペストコントロール業
(株)西元技研工業	西 村 元	飯田市嶋150-1	アルマイト加工
向 田 電 設 (有)	園 原 幸 一	飯田市育良町2-17-5	電気工事業
珈 琲 蘭 峰 屋	平 澤 さつき	飯田市中央通り3-12	飲食業
(株)信州市田酪農	富 永 渡	下伊那郡高森町出原162-2	乳製品・牛乳製造
三 島 建 設 (株)	三 島 渚	下伊那郡高森町牛牧2258-1	建設業
(株)みやじま造園	宮 嶋 徹 弥	下伊那郡阿智村駒場1509-1	造園工事、外構および エクステリア工事
サ サ キ 輪 業	佐々木 太 一	飯田市鼎切石4640-1	オートバイ修理、販売
(株)S D P I u s	橋 都 諭	飯田市鼎切石4391-1	情報処理サービス業
(株)豊富商事	西 富 保	飯田市鼎下山856-5	飲食業
(株)エキスパートママ	西 園 恵	飯田市鼎下山856-5	保険業

※掲載に同意の方のみ記載しています。



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
~加島屋が店を構えた地に建つ~

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
~大同生命の創業者の一人~



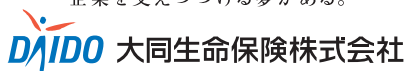
大同生命の礎を築いた
大坂の豪商“加島屋”



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。



大同生命保険株式会社
松本支社/長野県松本市本庄1-3-10(大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829



第6回税に関する絵はがき
コンクール優秀作品



飯田税務署長賞
上郷小 6年 平野 愛さん
(学年は令和3年度現在)



飯田法人会長賞
上郷小 6年 筒井 陽さん



天龍支部長賞
天龍小 6年 遠山蔵之助さん

編集後記

だいぶ暖かくなり、さくらの咲く穏やかな春となりました。
しかし世界的には、ロシアによるウクライナ侵襲による戦争がはじまり、民間人に対しても大きな影響が出るなど、ウクライナの街の映像を見る度、悲しい思いになります。
ロシアによる核兵器使用の可能性や、第三次世界大戦の話も浮上する中、早く平和的解決がされウクライナの復興を望むばかりです。
また、当地域では、七年に一度のお練り祭りも盛大に開催され、コロナの感染防止対策を講じながらも久々に丘の上の賑わいを感じる事ができました。主催者並びに参加団体の皆さんはコロナ禍という心配の中、大変なご苦勞をされた事と思います。
令和4年度もコロナの心配を抱えながらスタートしたわけですが、飯田法人会の会員の皆様のご活躍とコロナ終息を祈念いたしまして編集後記とさせていただきます。



広報委員
塚平一人

いいだ法人 第149号 2022・4 春 Spring

令和4年4月22日発行
年4回発行/一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL(0265)52-5775-FAX(0265)52-5776
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・棚田 稔
副委員長・南島治史
副委員長・木下裕介
委員・塚平一人・熊谷 弘・中島律子
・中島 隆・小林亮夫・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。